



指定緊急避難場所

災害の危険から**命を守るために緊急的に避難**する場所

土砂災害、洪水、高潮、津波など、**災害種別ごと**に指定されています。

避難情報(避難指示など)の発令に伴い、**23か所の施設**を指定緊急避難場所として開設します。

状況によっては、担当者による施設の開設が間に合わない場合もあります。その際は、開設されるまでその場の安全な場所で待機していただくなどの安全確保行動をお願いします。

市の指定緊急避難場所は、13ページをご覧ください。



津波避難場所

地震発生、津波からにげろ!! **屋外の高台へ避難!!**

地震が発生したら、その場で頭を守るなど安全確保を行い、揺れがおさまったら津波から命を守るため、ただちに屋外の高台へ避難してください。津波警報が発表された場合は、市からの呼びかけを待たずに避難してください。

市の指定津波避難場所は、12ページをご覧ください。

地震津波の際の屋内避難について

地震による津波の場合、建物の安全が確認されるまで、屋内への避難は避けるべきです。地震後の避難所の開設は状況に応じて、指定避難所を開設することになります。津波警報などが解除されるまでは、安全な高台などでの長時間の避難が想定されます。防寒着や雨具、日よけなど、季節に応じて屋外での避難を想定した準備をしておくことが重要です。



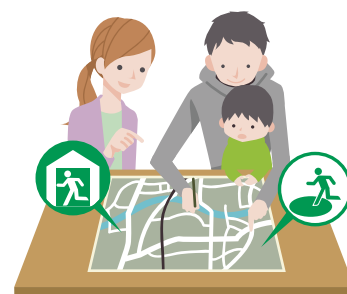
指定避難所

災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が**一定期間生活する**ための施設

災害種別に限らず指定されています。

市では、55か所の指定避難所のほか、市内の旅館・ホテルなどの民間宿泊施設との災害時協力協定の締結により、避難所の確保に努めています。

市の指定避難所は、13ページをご覧ください。



避難は「難」を「避ける」行動です。

避難の行動には、おもに下の4つの行動があります。

- ① **市の指定緊急避難場所へ行く、立退き避難**
- ② **自宅が安全な場合は、在宅避難**
- ③ **安全な親戚や友人宅へ行く、立退き避難**
- ④ **安全なホテルや旅館へ行く、立退き避難**

まずは、自宅や職場、今いる場所が安全であるかをハザードマップなどで確認してください。

危険である場合には、気象情報に留意し、気象庁からの警報発表時や市からの避難情報発令時など、自らが危険と感じた場合は迷わず避難してください。

一人一人が備えて！
防災力UP! 鳥羽



vol.155

TEL 25-1118

総務課防災危機管理室